

瀬戸市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第23号

瀬戸市道路占用規則の一部を改正する規則

瀬戸市道路占用規則（昭和26年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占有の申請) 第3条 <省略>	(占有の申請) 第3条 <省略>
<u>2</u> <省略>	<u>2</u> <u>申請者が瀬戸市内に住所又は居所を有しないときは、占有に関する一切の行為を代理するため市内に住所を有する者のうちから管理人を定め、申請書に連署しなければならない。</u>
(占有の標示) 第6条 占有の許可又は承認を受けたものは、見易い箇所に占有の位置、面積、目的、期間、占有者の住所及び氏名を標示しなければならない。ただし、管理者においてその必要がないと認められたものは、この限りでない。	(占有の標示) 第6条 占有の許可又は承認を受けたものは、見易い箇所に占有の位置、面積、目的、期間、占有者の住所、氏名を、管理人を設けた場合は、 <u>その者の住所、氏名を併せて標示しなければならない。但し、管理者においてその必要がないと認められたものは、この限りでない。</u>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。